

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成27年1月21日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 田中道治君
- 12番 市川圭一君
- 13番 山越守君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市長	池邊勝幸君
副市長	野口憲君
教育長	染谷郁夫君
市長公室長	川上秀知君
総務部長	滝本昌司君
市民部長	坂野一夫君
保健福祉部長	清水治郎君
環境部長	八島敏君
経済部長	坂本光男君
建設部長	山岡康秀君
教育部長	吉田次男君
会計管理者 職務代理者	大和田伸一君
監査委員 事務局長	土井清君
農業委員会 事務局長	結速武史君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉川修貴君
総務部次長	藤田聡君
市民部次長兼 市民活動課長	岡見清君
保健福祉部次長	高谷寿君
保健福祉部次長	藤田幸男君
環境部次長兼 環境政策課長	梶由紀夫君
経済部次長兼 農業政策課長	飯泉栄次君
建設部次長	加藤晴大君
建設部次長兼 道路維持課長	太田健二君
教育委員会次長	中澤勇仁君
教育委員会次長	川井聡君

1. 議会事務局出席者

事務局長 滝本 仁 君

書 記 中根 敏美 君

書 記 飯田 晴男 君

平成 27 年第 1 回牛久市議会臨時会会期日程表

日 次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	1 月 2 1 日	水	午前 1 0 時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議員派遣の件 ○議案上程（議員提出議案第 1 号、2 号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

平成27年第1回牛久市議会臨時会

議事日程第1号

平成27年1月21日（水）午前10時開会

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期の決定

日程第 3. 議員派遣の件

日程第 4. 議員提出議案第1号 牛久市議会議員政治倫理条例について

日程第 5. 議員提出議案第2号 牛久市長等政治倫理条例について

午前10時00分開会

○議長（山越 守君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第1回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○議長（山越 守君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番鈴木かずみ君、17番利根川英雄君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件であります。

次に、去る第4回定例会において可決されました手話言語法制定を求める意見書の1件につきましては、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長へそれぞれ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定について

○議長（山越 守君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議員派遣の件を議題といたします。



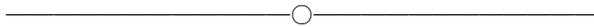
議員派遣の件について

○議長（山越 守君） お諮りいたします。本件については、お手元の資料のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

次に、日程第4、議員提出議案第1号及び日程第5、議員提出議案第2号を一括議題といたします。



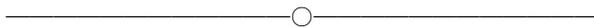
議員提出議案第1号 牛久市議会議員政治倫理条例について

議員提出議案第2号 牛久市長政治倫理条例について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。17番利根川英雄君。

暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩



午前10時04分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） それでは、議員提出議案第1号、牛久市議会議員政治倫理条例及び議員提出議案第2号、牛久市長等政治倫理条例の2件の条例制定について、提案いたします。

平成24年12月議会において、諸橋議員が提案した納税証明書の提出を義務づける政治倫理条例の一部改正が行われました。

しかし、政治倫理条例の改正というには、現条例は検討すべき点もあり、再度改正する必要があると指摘してきました。

なお、昨年9月議会においても諸橋議員から私どもに対して、改正提案はいつするのかとの質問もありました。12月議会で準備をしておりましたが検討すべき点多々あり、それを直し、なるべく早くすべきと考え今回提案をした次第であります。

初めに、議員提出議案第1号、牛久市議会議員政治倫理条例についてであります。

本件は、市長等、教育長、市議会議員について制定されていた牛久市政治倫理条例の全部を改正し、牛久市議会議員の政治倫理条例として制定するものであります。具体的には、新たに市契約等に関する遵守事項として企業の出資金、報酬の基準を定め、納税証明書の調査、意見書の閲覧について制定するものであります。

次に、議員提出議案第2号、牛久市長等政治倫理条例についてであります。

本件は、常勤特別職と非常勤特別職及び職務権限の違いから分けるものであり、新たに資産等報告書及び所得等報告書の提出について制定するものであります。

以上、提案理由であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決をお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号についての質疑を許します。5番諸橋太一郎君。

〔5番諸橋太一郎君登壇〕

○5番（諸橋太一郎君） それでは、議員提出議案第1号について、質問いたします。

現在の牛久市政治倫理条例では、議員と市長等が一つの条例で統一的な規定として定められておりますが、今回の条例提出において議員と市長等を分けた理由をお伺いいたします。

次に、牛久市議会議員政治倫理条例では、議員提出議案第2号の牛久市長等政治倫理条例で定められております資産報告書等提出が定められておりません。市民の調査権にあつては、議員は有権者の50分の1以上の署名をもって請求ができるものに対し、市長等は市民1人でも請求ができるなど不均衡なものとなっております。それぞれ、なぜこのように不均衡なものとなっておりますのか、お伺いをいたします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 諸橋議員の御質問にお答えをする前に、先ほど納税証明書等の調査というふうに言ってしまったんですが、納税証明書等の審査だということに訂正をしていただきたいと思います。

なぜ議員と市長を分けたかというのは、先ほど説明をいたしました常勤特別職と非常勤特別職の違いということ、職務権限の違いということからであります。

それと、資産等の報告であります。市長は上級法に基づき資産報告を毎年提出されております。これは閲覧をすることもできます。それら等も含めて政治倫理条例の中でそのほかに必要なものについて定めたものであります。以上です。

○議長（山越 守君） 5番諸橋太一郎君。

〔5番諸橋太一郎君登壇〕

○5番（諸橋太一郎君） 利根川議員は、平成24年第4回定例会において、資産公開がなぜできないのかということで発言されておまして、また全部を改正する条例案を提出したいとも発言しております。今回、私はこの条例が出てきたときに当然のごとく議員に対しても資産報告の提出が定められておるのかなど感じておったんですけれども、今回この利根川議員が平成24年第4回定例会において述べられておりました資産報告の提出が議員は定められておりません。これは利根川議員が提出者としてこの資産報告を定めないことに対して納得をして提出をされているのか。これは本来であれば私は利根川議員は資産報告の提出は

定めたいものだと思っておるんですけども、今回利根川議員はこれを十分納得をして満足をして提出されているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 資産報告の問題についてであります。現牛久市政治倫理条例を制定したときに実は私どもも政治倫理条例というものをその当時提案をしておりました。しかし、残念ながらこれは賛成少数で否決されました。その当時のものには当然資産報告をすべきというものは記載されておりました。基本的には私どもの会派としてはそういう基本的な考え方はあります。しかし、今回は私を含め3人の議員の方々に賛同をいただきました。それで、その中で先ほどの提案の中で12月議会に当初提案をする予定でしたが、検討すべき点が多々あるということは多くの方々に賛同していただきたいということで議論してまいりました。諸橋議員が最初に政治倫理条例の議員提案で出されたときにも質問をし、また指摘もしましたが、納税証明書の問題についても多々問題があります。例えば世帯主の問題、そしてその資産の問題等も含めて、全ての議員が全ての資産を家族とも含めて出せるかどうかというのは大きな問題があるように私どもも指摘をされておりました。したがって、資産公開をするに当たっては皆さん方と協議をした結果、このような形になりました。もしこれに資産報告を入れるべきだということであれば、私どもが提案した議案に対する修正動議を出していただければと。それが当然ではないかと思うんですが、その点について諸橋議員はどのように考えるかお尋ねしたいです。

○議長（山越 守君） 議席どうぞ。マイクを使ってはつきり。

○5番（諸橋太郎君） 納得したかどうかという質疑に対して、納得しているかどうかという答弁がありませんでしたので答弁を求めます。（「納得している」の声あり）

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。10番村松昇平君。

〔10番村松昇平君登壇〕

○10番（村松昇平君） では数点御質問をさせていただきます。

契約等に関する遵守事項のうち、経営にかかわる企業等の中で議員の適用につきましては出資金が5%以上、年間報酬額は60万円以上と規定がございまして、市長等については出資金が3分の1以上、年間報酬は100万円以上と規定がございまして、また、有罪確定後の措置についてでございますが、議員は辞職手続をとることを定めておりますが、市長等には有罪確定後の措置の規定を定めていないなど、議員の規定が市長等に比べて厳しい規定になっている、その理由はどのような理由なのか。及び現在の条例で規定されている市長等の辞職勧告について、議会に諮る規定をなくした理由をお伺いいたします。以上、お願いします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 村松議員の質問に答弁をいたします。

出資金等の問題ですが、違う点があるということですが、この辺については全国的な事例をもとにやっております。それが法的根拠があるかどうかという問題については実際のところございません。

それと、市長等有罪になった場合の問題ですが、これにつきましては議会として辞職勧告決議案なり不信任決議案を出す出さないの問題であって、基本的にはこの条例によって辞職すべきだという問題には触れることができないと私は考えております。特に常勤特別職であり特別地方公務員であり、住民に不信感を持たれるようなことがあったら当然倫理基準として本人がみずから辞職をすべきだと考えており、その点は除いてあります。それともう一つ、何だったかな。全部でよろしいですか。質問がこう前後したんで。

議員と市長とで議員のほうが厳しいという話ですね。私はもう議員が提案する以上当然のことだと思います。

それと、目的の第1条ですね。その中に書かれておりますとおり、この第1条に違反するようなことがあれば、当然厳しく自分たちの身を清める意味ですべきだということになっております。市長等につきましては、先ほども言いましたとおり、議会として市長に辞職を求める場合については、この条例の中に定めることができないのは同じ公選人として当然のことだと思います。したがって、もしそういうことになれば、みずからが辞任すべき、それで辞任しない場合については議会として不信任決議案を出す。その点については当然条例の中には書くことはできないと思います。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第2号についての質疑を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） それでは議員提出議案第2号について、質疑を行います。

まず、牛久市政治倫理条例、現在の政治倫理条例とこのたび提出されました牛久市長等政治倫理条例を読みますと、教育長という文言が入っておりませんが、何ゆえに教育長が入っていないのかという点について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） この点につきましても、先ほど答弁いたしました提案者の中で議論をするということでこのような形になりました。私どもとしては、教育長の文言が入っていないとしても、三役の一人でありますから当然この政治倫理条例というものをしっかりと読んでいただきたいと。それで牛久市の子供たち、今後国、県、牛久市を支えていく子供たちの教育に携わる教育長が市民から疑問を呈するような行為

を行うということは絶対にないと、私どもはこれまでそのような形で教育長というものの職責に対して信じてまいりました。したがって、皆さんと協議をした結果、教育長については今回は除いてもいいだろうという結論に達しましたので、このような形で提案をさせていただきました。当然教育長も入れるべきだという指摘があれば今後考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 教育長につきましては教育委員会事務局のトップというところに位置づけられておられて、教育委員会のさまざまな事業、大規模な事業に携わります。影響力というものも大きいと思われる。この点についてそのように考えるところですが、提案者の方はこの辺をどのように考えておられるのかという点についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） それは私どもも十分承知をしております。例えば市長、副市长等の立場からいえば、教育長という、先ほど言いましたように最高学府を卒業し、そして教員免許を取り、これまで長年教員をしてきた、そして教頭、そして校長試験も受かって校長になり、そして教育長に推薦をされてきた。これまでの牛久市の教育長は全てとは言いませんがほとんどの方々がそのような形で来られてきました。もしそのようなことというのが実際に行われる、私は到底信じられないですね。小学校で子供たちに教えている人が、20年、30年たってからそのようなことをするという、これは絶対にあってはならない、子供たちに正義という問題を教えている人にはあってはならないこと。ですから先ほど言いましたように、市長等の政治倫理条例をしっかりと教育長としては遵守していただくということ。ここに載せるまでもないだろうということが今回提案をした各議員の方々との合意事項であります。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。18番板倉 香君。

〔18番板倉 香君登壇〕

○18番(板倉 香君) それでは議員提出議案第1号、2号に対する反対討論を行います。

反対理由の一つといたしまして、牛久市議会議員政治倫理条例第6条の規定において、政治倫理審査会を議会の附属機関として定めておりますが、地方自治法第138条の4第3項の規定では、附属機関を定めることができるのは市長及び行政委員会であり、議会には附属機関を置くことができる規定は定められていないことから、地方自治法に反することと思います。

以上の理由により原案に対し反対するものであります。議員各位の賛同を心からお願いし、反対討論いたします。

○議長(山越 守君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 次に、原案反対の方の発言を許します。2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番(秋山 泉君) これより議員提出議案第2号に対する反対討論を行います。

まず、現在の牛久市政治倫理条例では、市長、副市長、教育長及び議員に対し統一の内容で規定されておりますが、今回提出されております条例では、教育長が規定されておられません。また、資産などの報告者などは市長及び副市長のみに定められるなど、条例の内容が、議員のものと市長、副市長のものと不均衡が生じているものであります。

以上の理由により原案に対し反対するものであります。議員各位の御賛同を心からお願いし、反対討論いたします。

○議長(山越 守君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 以上をもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について順次採決いたします。なお、採決に当たりましては、11番田中道治君におかれましては起立にかえて挙手をもって賛意を表明することを許可いたします。

まず、議員提出議案第1号について採決いたします。

議員提出議案第1号、牛久市議会議員政治倫理条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して裁決いたします。

議員提出議案第1号、牛久市議会議員政治倫理条例について、議長は否決と裁決いたします。

よって、議員提出議案第1号は否決されました。

次に、議員提出議案第2号について採決いたします。

議員提出議案第2号、牛久市長等政治倫理条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して裁決いたします。

議員提出議案第2号、牛久市長等政治倫理条例について、議長は否決と裁決いたします。

よって、議員提出議案第2号は否決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成27年第1回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

署名議員 鈴 木 かずみ

署名議員 利根川 英 雄